

鳥獣被害防止対策について

1. 鳥獣被害防止対策推進の現場
2. シカ、イノシシの捕獲の全体像
3. 改正鳥獣被害防止特措法と
今後の被害防止対策の方向性

令和4年6月

農林水産省 農村振興局 農村政策部
鳥獣対策・農村環境課 課長補佐 栗原 一能

農林水産省

1. 鳥獣被害防止対策推進の現場

鳥獣被害対策の3本柱

- 鳥獣被害対策は、**個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理**の3本柱が基本。
- この活動を地域ぐるみでいかに徹底してできるかが、対策の効果を大きく左右。

【第1の柱】個体群管理

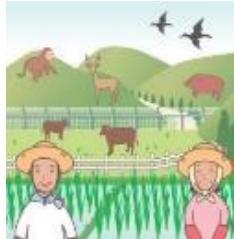
鳥獣の捕獲



鳥獣対策の鉄則！3つの柱

【第2の柱】侵入防止対策

柵の設置等による被害防除



侵入防止柵の設置

【第3の柱】生息環境管理

刈払いによる餌場・隠れ場の管理
(緩衝帯の整備)、放任果樹の伐採



緩衝帯の整備



放任果樹の伐採

鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の概要

【鳥獣被害対策実施隊の活動内容等】

- 活動内容：捕獲活動、防護柵の設置、その他の被害防止計画に基づく被害防止施策の実施

<活動例>



捕獲活動



柵の設置



緩衝帯の設置



追い払い

(その他、農業者への指導・助言や生息状況調査など)

- 隊員構成：

市町村長が ① 市町村職員から指名する者、② 対策に積極的に取り組むと見込まれる者から任命する者
から構成され、隊員は公務として被害対策に従事。

- 実施隊設置の必要な市町村の手続き：

① 市町村長が隊員を任命又は指名する ② 隊員の報酬や補償措置を条例で定める

- 実施隊員へのメリット措置：

主として捕獲に
従事する隊員



狩猟税は非課税

〈狩猟者(散弾銃等)16,500円→0円〉

民間の隊員
(非常勤の公務員)



公務災害の適用

銃刀法の技能講習



一定の要件を満たす隊員は、**獣銃所持許可の更新等における技能講習が免除**

ライフル銃の所持許可

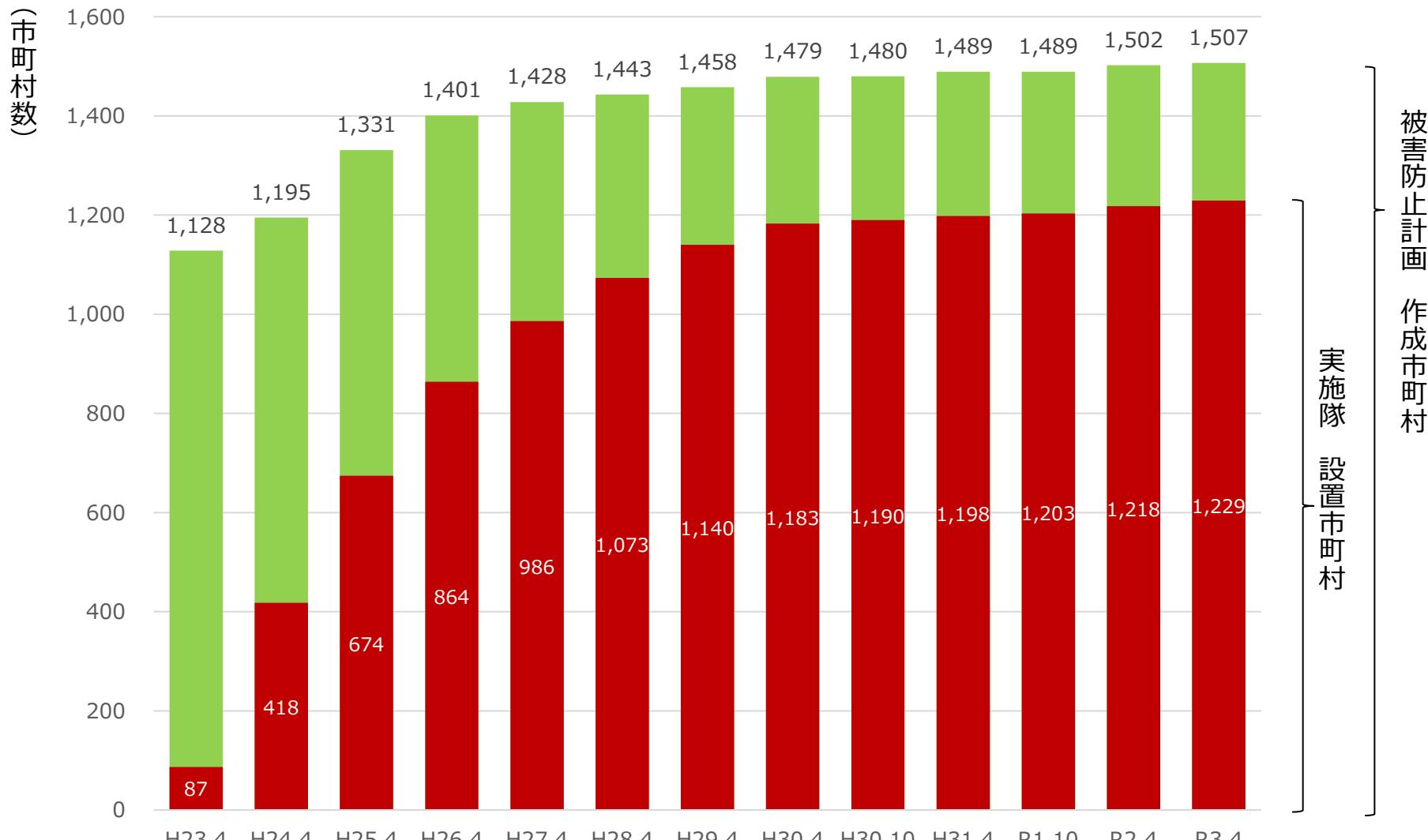


継続10年以上獣銃の所持がなくとも、
ライフル銃の所持許可の対象になり得る

※実施隊員以外で捕獲に従事する者については、

- 獣銃税は半額に減免
- 技能講習については**令和9年4月15日まで免除**
- ライフル銃の所持許可に係る特例措置は、実施隊員と同じ対象になり得る。

被害防止計画作成市町村数及び実施隊設置市町村数の推移



※ 全国の市町村数は1741 うち鳥獣による農作物被害が認められる市町村数は約1500

地域に合った対策を地域の力で － 千葉県市原市 －

- 市原市は南北に長い地形で、有害獣の出没や被害状況が市街地や農村部で異なっており、市内一律の被害対策では対応が難しいことから、効果的な被害対策を講じるために市内を8つのユニットに分けて対応。
- 行政主導の対策ではなく、市と契約したアドバイザーの指導の下、鳥獣被害対策センターが地域を支援している。

市原市の課題

○南北に長い地形で、
各地の被害実態や対策の取組が異なるため、
市内一律の被害対策計画を策定してもなじまない。



○農作物被害の他に、住宅地への出没等も問題となってきており、町会単位での対策が必要。

○しかし、一部の地域では対策意識が希薄で、対策に従事する人手も少なく、また鳥獣対策のノウハウがないなどの課題が顕在化。

対策

担い手不足を解決するため、町会・市獣友会と連携し、町会を中心とした地域ぐるみの捕獲体制を構築(H21)。以下の取組により被害対策を強化。

○アドバイザー契約 (H27)

市と契約したアドバイザーによる指導の下、被害実態や対策の取組状況（捕獲頭数、罠の設置数等）の情報を元に市内を8つのユニットに分け、それぞれ最も効果的な対策手法を提示。

○鳥獣被害対策センターの設置 (H28)

わなの設置方法から町会の組織づくりまで、町会ぐるみの対策を支援し普及活動を行う。

市原市では、鳥獣被害対策へ参画しやすいよう、捕獲を実施する従事者と誤解されないよう、センター(=実施隊員)と呼んで活動している。

- サポーター数 4人 (H28) → 10人 (H29) → 16人 (目標)
1ユニットあたり2人のサポーター設置を目指す
- 町会組織数・捕獲従事者数 32町会・62人 (H24) → 100町会・249人 (H29)
- イノシシ捕獲頭数 473頭 (H24) → 2,519頭 (H29)
- 被害額 4,500万円 (H24) → 2,600万円 (H29)
※ピーク時 4,600万円 (H27)

導入の効果

○各町会単位でそれに合った対策を講じることで、効果的な捕獲に繋げることが可能。

○理想的な町会体制の構築

罠に使う誘導餌の調達や設置した罠の見回りなど、狩猟免許を持たない人でもできることを町会内で作業分担し、免許所持者の負担を軽減。

○対処療法から総合的な対策へ

町会全体での被害防止対策の流れができており、各地域が対策を継続し、自らの力だけで進めていく体制が維持できつつある。

鳥獣対策のイロハ!
参考にみんなで取り組もう!!



市原市鳥類被害対策 町会対策 虎の巻



(H30発行・市原市)

こりやあいいや!!

地域に合った対策を地域の力で – 千葉県市原市 –

◆最近被害が出始めた地域では、捕獲体制を構築するのに時間がかかるため、応急処置として行政主導の対処療法もしていく。

◆町会単位のノウハウのみではなく、アドバイザーの助言を取り入れた計画を策定し、**効果の高い対策を講じていくことが重要。**

◆どの程度の被害があるのか？罠はどのくらいあるのか？地理的条件は？などの情報を元に分析を行い、対策を策定。

きっかけ

市域が広く、被害が広範になったことから、猟友会だけでなく、**地域全体の問題として町会で対策に当たる必要**があった。



罠の移動設置

取組に当たっての秘訣

○地域によって取組に対する**意識の差**があること、求められている対策が違うことを~~まずは~~理解。

○鳥獣被害センターと猟友会、市、アドバイザーが**連携して一丸となって取り組む**ことにより、市の担当者のみが対処療法的に対策を行って忙殺されるという悪循環から脱却。

将来に向けて

○これまで市原市では、農村部を中心に被害対策に関するノウハウの蓄積等が進んでいる。これを住宅地周辺へ展開し、近隣の町会が互いに支えていく形で、より広い地域ぐるみの被害対策の体制構築を目指す。

Step1 (H21~)

鳥獣対策に温度差

- 以前から被害が大きい地域では、積極的に鳥獣被害対策に取り組む町会が多い。
- 一方で、最近被害が出始めた地域とは**取組意識に差**があった。

Step2 (H27)

アドバイザーとの契約

- イノシシ等の生態・被害防止対策に詳しい専門家との契約。

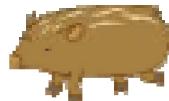
Step3 (H27)

地域の現況にあった対策の策定

- 南北に長い地形等により、市内一律の被害対策がなじまない地域がある、そのため、地域の現状を把握・分析を行い、適当な対策を講じる。

それぞれのユニークトに適した対策を策定

市内全域、スキがない…



Step4 (H28)

鳥獣被害対策センターの設置



- わなの設置方法から町会の組織づくり等、町会ぐるみの対策を支援。捕獲対策の普及活動を行う。

- センター同士で**担当地域の捕獲情報を共有**。

Step5 (H28~)

町会ぐるみの対策を展開

- どのような対策をしていくべきか？が明確に。

- 町会内で対策作業の分担を行い、一人あたりの負担を軽減。

- 必要に応じて、猟友会の支援、センター、アドバイザーへの相談。

誘導餌の確保や罠の見回りなど、狩猟免許を持たない人でもできることは作業分担

鳥獣対策を通じた地域の担い手育成 –くまもと☆農家ハンター–

- 「地域と畠は自分たちで守る」ことを目指し、県内各地の若手農家約100人による自衛団を結成。農村の担い手作りが目標。
- 専門家を招いての講習会や自主勉強会を10回以上開催し、伝統的な猟師の技×最新のICT技術で効率的なイノシシ対策を実施。
- 駆除に必要な箱罠等の購入資金はクラウドファンディング（返礼品は農作物）により調達し、メンバーへ無償貸与。

立ち上げ

- H28年2月、農家のおばちゃんの一言でイノシシ被害の深刻さを知る。
- 宮川氏らが県農業経営塾の参加者に呼びかけ、H28年4月に「イノシシを考える農家合宿」を開催。
- 猟師や行政に頼るばかりではなく自分たちの出来ることを皆で考えよう、と農家による自衛団「くまもと☆農家ハンター」結成（H28年）。



- 担い手作りの観点から「若手農家」に限定し25~40歳の若手有志約100名で構成。全員がイノシシ対策（捕獲、防護、啓蒙）のプレーヤー。

活動

<技術開発>

- 新米ハンターには箱罠+IoTカメラを無償貸与してイノシシを「見える化」ビデオ会議で遠隔地のメンバーも徹底サポート。見回りの負担軽減に成功。
- 九州農政局と共同でシンプル&リーズナブルな自作IoT発信機の開発に取組む。
- 捕獲獣を特殊機械で堆肥化し畠に還元。



<地域との連携>

- 活動を広げるため行政、高校、大学、JA、メーカーと連携。
- 工業高校で箱罠制作の出前授業を実施。
- 4年間放棄された耕作放棄地を耕して電気柵を張り、子供たちとジャガイモを収穫する再生プロジェクトに成功。

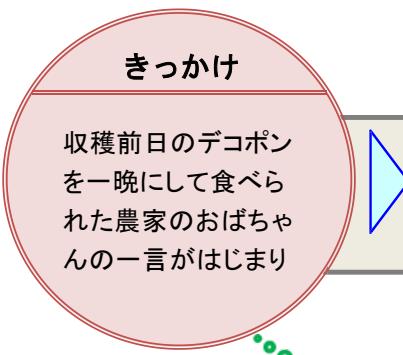


<人材育成>

- リーダーが猟師から1年かけて捕獲技術を継承し農家メンバーへ横展開。
- 活動の知見を動画サイトで公開しつつマニュアル化しクラウド上で共有。情報発信。
- 活動で出会った解体処理場を継承しジビエの供給を2019年から本格的に開始予定。講演や視察受け入れを行ながら、産学官連携のモデルを目指す。



鳥獣対策を通じた地域の担い手育成 – くまもと☆農家ハンター –



代表 (有)宮川洋蘭 宮川将人氏

取組に当たっての秘訣

- 全国に活動が広がるように仲間と、応援してもらう人を増やす。
- そのために積極的にホームページやSNSで情報発信。
- ICTを積極的に活用することでメンバーのITリテラシーが向上し農業経営力UPに貢献。

→取組を通じて、これから農村を牽引していくリーダーを育成

将来に向けて

- 全国各地に自然と広がるような獣害対策モデルを構築したい。
 - AIなど最新技術を使った生態調査等アカデミックな研究をしたい。
 - 野生生物の管理と共存を考えるSDGsに沿った取組みを進める。
- (SDGs:持続可能開発目標 (Sustainable Development Goals))

Step1(H28 2月)

現状認識と活動の決意

- 初めてイノシシによる被害、全国的にもイノシシ被害が深刻で減る要素がないことを知る。
- 獵師ばかりに頼らず農家自身が被害対策に取り組む必要。
→「若手農家がやるしかない！」



信条 返事はYESかハイ
イノ☆コミは地域を救う
(イノシシを介したコミュニケーションの活性化)

大変だったこと

- ・農業と活動との両立、家族からの理解
- ・クラウドファンディングの開催と運営
- ・獵友会に応援してもらうための信頼作り

きっかけ

収穫前日のデコポンを一晩にして食べられた農家のおばちゃんの一言がはじまり

もう農業をやめようと思うみたい…

Step2(H28 4月)

農家有志の仲間集め

- くまもと農業経営塾（県の若手農業経営者育成事業）の塾生や4Hクラブの有志によるワークショップを開催。
- 多くの若手農家の賛同を得る。
→地域の担い手作りになる

地域の希望の星になりたい！の意味



くまもと☆農家ハンターの立ち上げ

Step3(H29 1月～)

罠等の購入(CF)・捕獲技術の習得

- ICT罠の購入のため、クラウドファンディング(CF)を活用して資金集め。箱罠約40基と、ICT機器を購入(資金提供者へのお礼品はメンバーが育てた農産物セットなど)。4回達成中。
→応援団を増やしつつ活動の信頼感を高める
- 狩猟免許を取得したリーダーが地元獵友会支部長に弟子入りし、1年かけて技術を継承。



プロジェクトリーダー
稲葉農園 稲葉達也氏

Step5(H29 9月～)

捕獲＆防護活動、人材育成

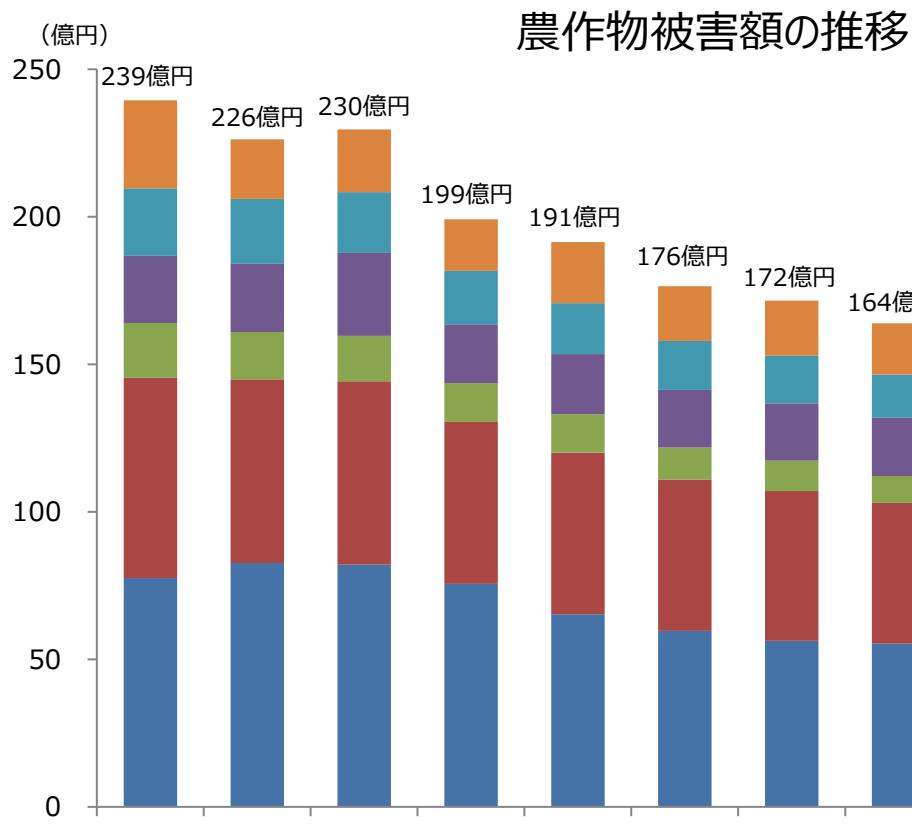
- 技術の横展開で県内各地にて半年間で150頭を超えるイノシシ補獲に成功。
- 活動やノウハウを動画サイト等で共有。大学や現場で研修会を10回以上自主開催。獣害対策の市町村講演は20回を超える。

取組を経て：

専門家と共にICTを活用した箱罠のモニタリングシステムを構築

野生鳥獣による農林水産被害の概要

- 野生鳥獣による農作物被害額は161億円（令和2年度）。全体の約7割がシカ、イノシシ、サル。
- 森林の被害面積は全国で年間約6千ha（令和2年度）で、このうちシカによる被害が約7割を占める。
- 水産被害としては、河川・湖沼ではカワウによるアユ等の捕食、海面ではトドによる漁具の破損等が深刻。
- 鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壤流出、希少植物の食害等の被害もたらしており、**被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしている。**



(令和2年度)
161億円

その他鳥類	16
カラス	14
その他獣類	20
サル	9
イノシシ	46
シカ	56

農作物被害



森林被害



【出典】「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」（農林水産省）

シカ・イノシシの捕獲と被害の状況

- 令和2年度のシカ、イノシシの捕獲頭数は、27府県において過去最高※を更新。
- 農作物被害額は、東北を除く本州及び四国において、軒並み減少（10府県において過去最低※の水準）する一方、北海道、東北、九州で増加したことにより、全国では増加。

※ いずれも、現在の統計が開始された平成11年度以降。

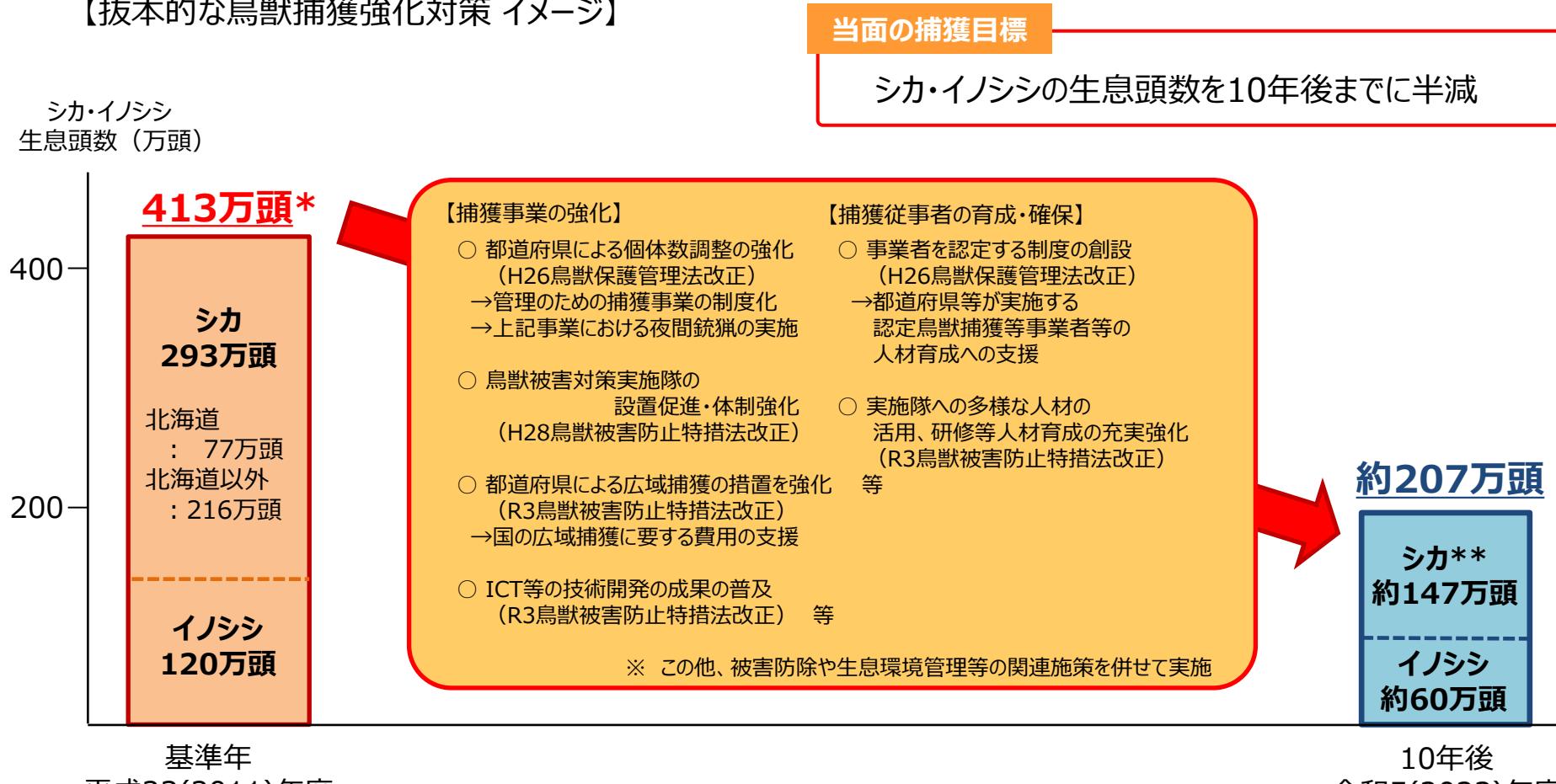
	捕獲頭数（頭）				被害額（万円）					捕獲頭数（頭）				被害額（万円）			
	H30年度	R元年度	R2年度	R元年度比（%）	H30年度	R元年度	R2年度	R元年度比（%）		H30年度	R元年度	R2年度	R元年度比（%）	H30年度	R元年度	R2年度	R元年度比（%）
北海道	112,167	106,810	126,692	119%	379,804	373,084	402,068	108%	滋賀	17,776	21,058	18,159	86%	9,047	8,596	4,291	50%
青森	32	50	85	170%	0	35	78	221%	京都	31,342	34,478	34,082	99%	20,580	21,280	19,449	91%
岩手	12,781	14,764	21,395	145%	20,374	23,039	25,511	111%	大阪	5,220	4,332	5,606	129%	9,299	7,509	9,652	129%
宮城	13,256	12,818	18,502	144%	9,722	10,371	12,194	118%	兵庫	57,244	63,890	69,129	108%	37,563	30,171	31,113	103%
秋田	32	10	145	1450%	220	130	321	247%	奈良	17,995	17,274	17,630	102%	12,264	12,212	11,417	93%
山形	1,585	2,010	3,566	177%	7,261	7,439	9,368	126%	和歌山	29,817	36,158	34,228	95%	20,023	19,888	17,147	86%
福島	30,732	31,803	38,096	120%	10,179	11,318	10,987	97%	鳥取	18,546	22,077	22,156	100%	6,956	5,940	7,122	120%
茨城	9,579	11,388	11,963	105%	10,043	9,713	9,254	95%	島根	19,723	17,206	22,878	133%	6,263	6,961	6,826	98%
栃木	18,386	22,285	22,824	102%	15,714	14,459	14,882	103%	岡山	37,454	45,747	44,360	97%	14,228	11,780	10,970	93%
群馬	16,054	18,247	19,522	107%	13,765	17,211	18,379	107%	広島	36,683	40,081	42,443	106%	32,779	39,823	41,122	103%
埼玉	5,496	6,435	5,350	83%	4,430	5,120	2,765	54%	山口	28,986	23,604	30,301	128%	27,072	24,014	22,120	92%
千葉	33,530	28,793	38,171	133%	24,496	18,727	18,033	96%	徳島	20,668	22,454	22,909	102%	7,687	6,739	6,580	98%
東京	1,447	1,905	1,219	64%	2,521	1,469	1,299	88%	香川	13,676	16,307	14,204	87%	4,838	5,362	5,029	94%
神奈川	5,114	6,930	6,371	92%	8,760	10,403	8,922	86%	愛媛	30,210	33,373	41,087	123%	24,707	24,307	22,375	92%
新潟	2,991	3,109	5,871	189%	3,320	5,162	12,555	243%	高知	36,628	42,089	40,145	95%	7,299	6,992	6,319	90%
富山	6,099	8,279	3,563	43%	5,332	8,330	3,229	39%	福岡	35,395	33,406	42,237	126%	36,793	35,790	37,381	104%
石川	15,545	13,485	12,353	92%	11,570	8,067	3,984	49%	佐賀	22,441	22,140	28,705	130%	9,223	9,663	13,383	139%
福井	15,433	17,704	14,987	85%	8,163	7,488	4,648	62%	長崎	46,665	50,704	61,862	122%	14,958	8,643	19,768	229%
山梨	20,951	20,917	18,614	89%	7,035	6,968	6,592	95%	熊本	51,603	56,766	59,619	105%	26,517	25,694	31,209	121%
長野	29,713	34,496	33,294	97%	20,171	18,668	17,308	93%	大分	72,329	74,224	80,547	109%	12,339	10,879	10,769	99%
岐阜	18,683	17,026	24,157	142%	12,665	11,190	9,437	84%	宮崎	49,043	49,040	48,528	99%	20,374	20,614	21,357	104%
静岡	35,932	38,656	41,870	108%	19,659	20,139	20,436	101%	鹿児島	41,849	47,839	52,845	110%	26,195	31,378	25,886	82%
愛知	13,174	11,765	11,068	94%	13,228	10,718	10,023	94%	沖縄	1,590	2,919	2,906	100%	2,106	2,083	1,758	84%
三重	35,515	36,685	37,465	102%	16,778	16,805	14,195	84%	合計	1,177,111	1,243,536	1,353,709	109%	1,014,317	992,366	1,019,505	103%

2. シカ、イノシシの捕獲の全体像

抜本的な鳥獣捕獲強化対策（平成25年12月 環境省・農林水産省策定）

- 生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしている野生鳥獣について、**抜本的な捕獲強化に向けた対策を講じ、当面の捕獲目標として、シカ、イノシシの生息頭数の10年後までの半減を目指すこととした『抜本的な鳥獣捕獲強化対策』を平成25年12月に環境省及び農林水産省にて策定。**

【抜本的な鳥獣捕獲強化対策 イメージ】



*環境省において推定（北海道の生息頭数は北海道が独自に推定）。

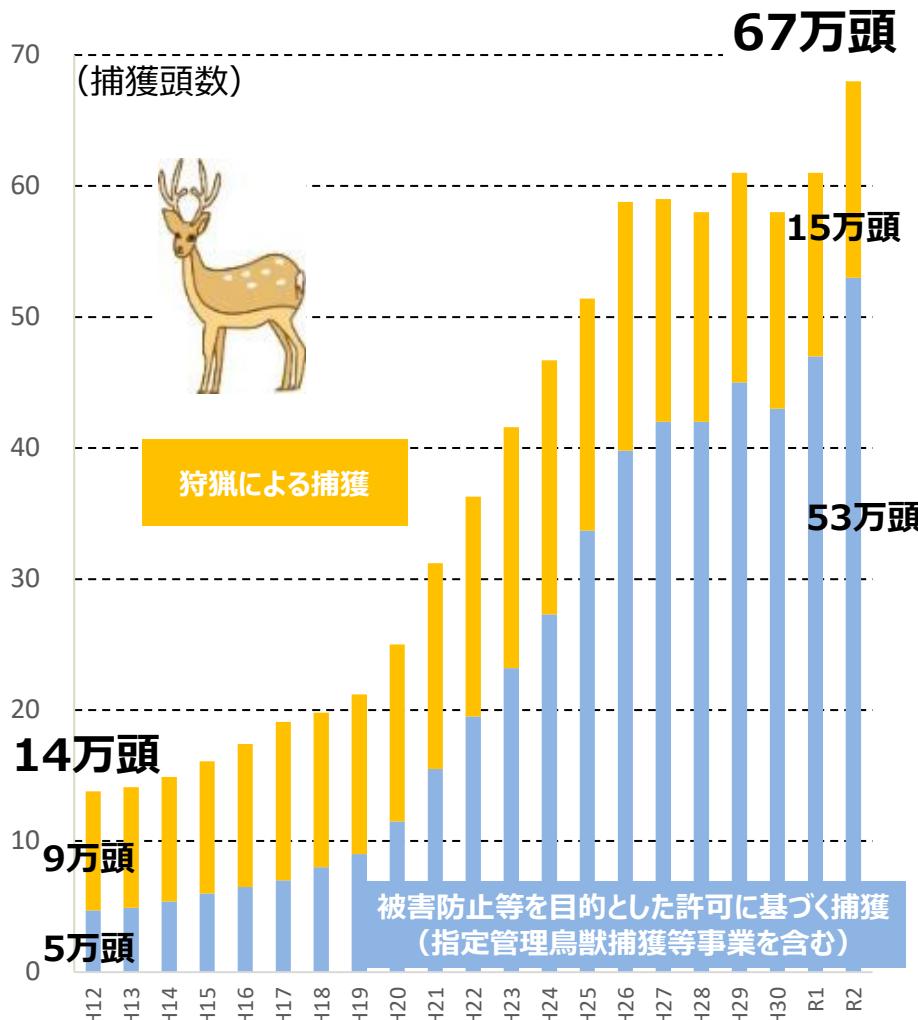
推定値は隨時新たなデータを活用し算出（令和4（2022）年3月更新）。

**北海道分は北海道エゾシカ管理計画（第6期：令和4～9年度）で示している基準年の推定生息数の半数（38万頭）を用いた。

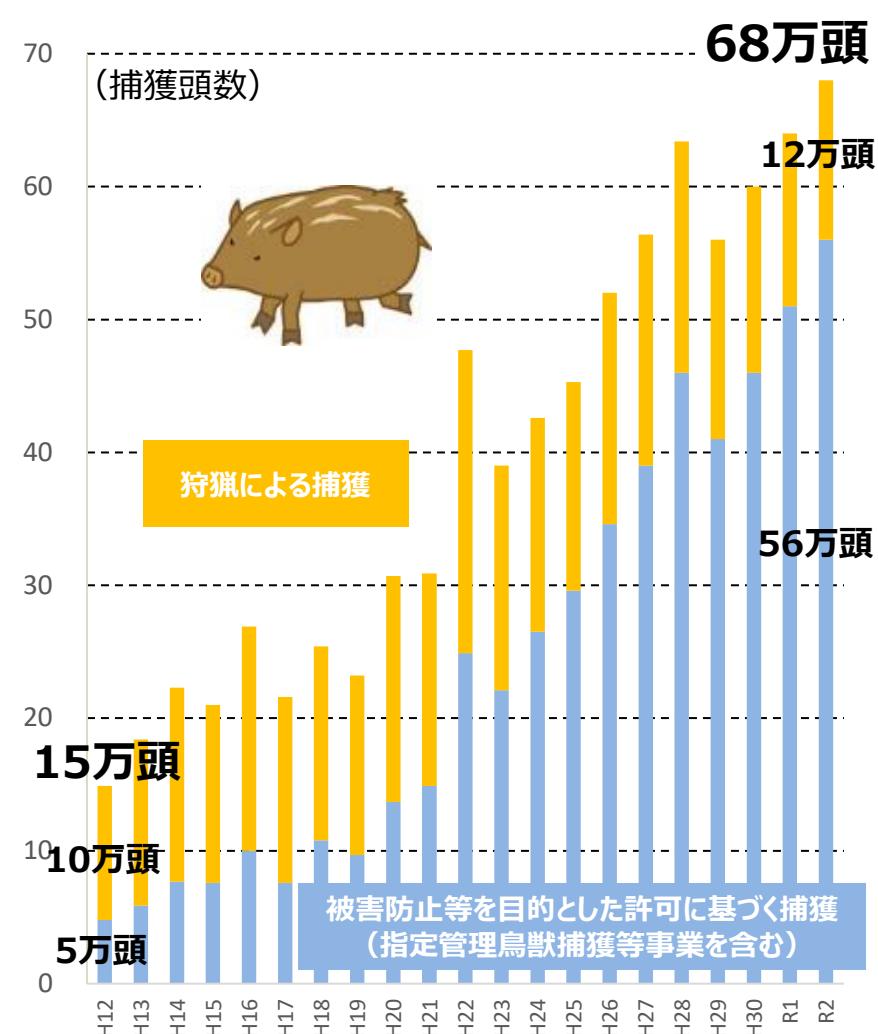
シカ・イノシシの捕獲頭数の推移

【出典】「捕獲数及び被害等の状況等」（環境省）に基づき鳥獣対策室で作成

○ シカの捕獲頭数推移



○ イノシシの捕獲頭数推移



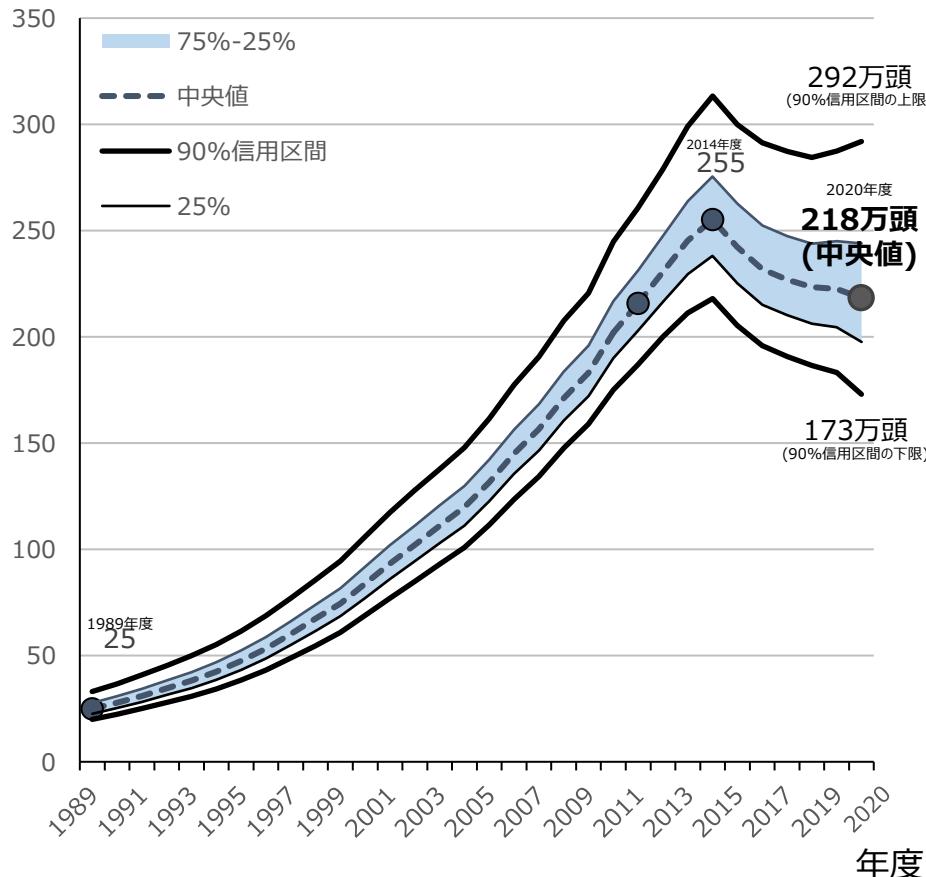
※ シカは北海道のエゾシカを含む数値。

※ シカ及びイノシシのR 2 捕獲数は速報値（令和3年8月19日現在）。捕獲数の訂正等により今後変更があり得る。

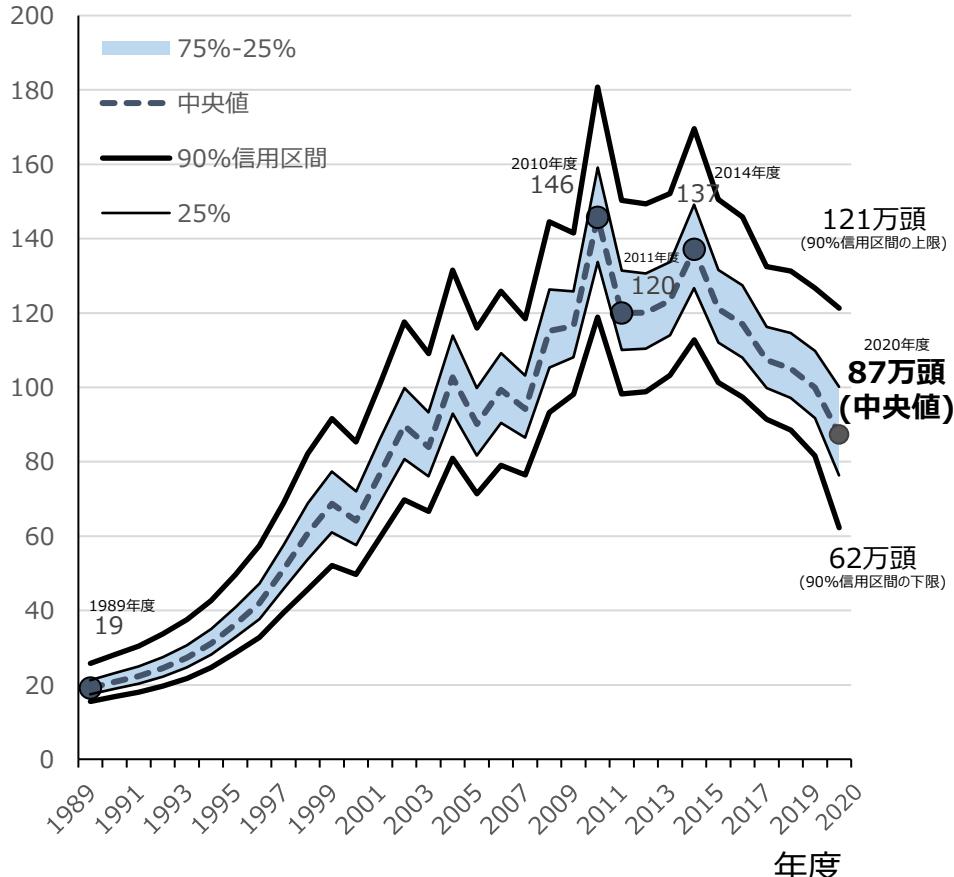
シカ・イノシシの個体数推定結果について

- シカは1989年度～2020年度で約9倍（中央値）に増加。2014年以降は減少傾向。
- イノシシは1989年度～2020年度で約5倍（中央値）に増加。2014年以降は減少傾向。

総個体数
(万頭) シカ推計個体数（北海道を除く）



総個体数
(万頭) イノシシ推計個体数



【出典】「全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推計等の結果について（令和3年度）」（環境省）

3. 改正鳥獣被害防止特措法 と 今後の被害防止対策の方向性

鳥獣被害防止特措法（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律）

- 鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月に鳥獣被害防止特措法が全会一致で成立。被害対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進、捕獲鳥獣の利活用の推進等を図るため、平成24年、26年、28年及び**令和3年に改正**。
- 現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことを支援する等の内容。
- 令和3年の改正で都道府県による市町村をまたいだ被害防止に関する措置等を規定。

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成



基本指針に則して、市町村が被害防止計画を作成

H19
(制定)

- 現場に最も近い行政機関である市町村が、策定した被害防止計画に基づき、総合的な取組を行うことに対して支援すること等【主な支援措置】
 - ・財政支援： 特別交付税の拡充（交付率0.5→0.8）、補助事業による支援など、必要な財政上の措置が講じられる。
 - ・権限委譲： 市町村が希望する場合、都道府県から被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限が委譲される。
 - ・人材確保： 鳥獣被害対策実施隊を設置することができ、捕獲隊員には狩猟税の軽減措置等の措置が講じられる。

H24
(改正)

- 一定の要件を満たす場合、①鳥獣被害対策実施隊員については『当分の間』、②鳥獣被害対策実施隊員以外の者で被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者については『平成26年12月3日までの間』、銃刀法に基づく猟銃の所持許可の更新時等における技能講習を免除する規定を追加。
- 国及び都道府県が対象鳥獣の捕獲等に要する費用の補助、捕獲鳥獣の食肉処理施設の整備充実、流通の円滑化等を講ずることを明記。

H26
(改正)

- 銃刀法に基づく技能講習を一部免除する規定について『平成28年12月3日までの間』に2年間延長。

H28
(改正)

- 銃刀法に基づく技能講習を一部免除する規定について『平成33年12月3日までの間』に5年間延長。
- 鳥獣被害対策実施隊の設置促進・体制強化に係る規定を新設。
- 目的規定に捕獲した鳥獣の食品としての利用等を明記する等、食品としての利用等を推進するための規定を新設。

R3
(改正)

- 銃刀法に基づく技能講習を一部免除する規定について『令和9年4月15日までの間』に5年間延長。
- 都道府県による市町村をまたいだ被害防止に関する措置及び同措置に要する国による費用の補助に係る規定を追加。
- 国及び都道府県が捕獲等の技術の高度化のための技術開発の推進に加えて、その成果の普及を行うことについての規定を追加。
- 被害防止や捕獲した鳥獣の有効利用に係る体系的な研修の実施についての規定を追加。
- 捕獲した鳥獣の用途にペットフード、皮革を追加、ジビエ利用に係る衛生管理の高度化に係る規定を新設。

鳥獣被害防止特措法（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律）

広域捕獲に係る改正の概要

- ・ シカやイノシシ等は市町村を跨いで移動するため、広域的な対策が必要になることから、市町村長の要請を受けた都道府県知事が講じる措置について、
 - 必要に応じて協議の場を設けること等により隣接都道府県との連携を図りつつ、
 - 都道府県が主導して関係市町村間の連絡調整を行いながら捕獲を実施、又は、
 - 都道府県自らが広域的な捕獲を実施(個体数調整のための捕獲)することができるものとする。
- ・ また、国が、市町村長の要請を受けて都道府県知事が行う調査及び鳥獣被害防止に関する措置に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(参考) 条文の主な改正内容

(環境大臣又は都道府県知事に対する要請等)

第七条の二（略）

2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による要請があったときは、速やかに必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、協議の場を設けること等により関係地方公共団体との連携を図りつつ、特定希少鳥獣管理計画若しくは第二種特定鳥獣管理計画の作成若しくは変更又はこれらの実施、関係市町村相互間の連絡調整その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に關し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置)

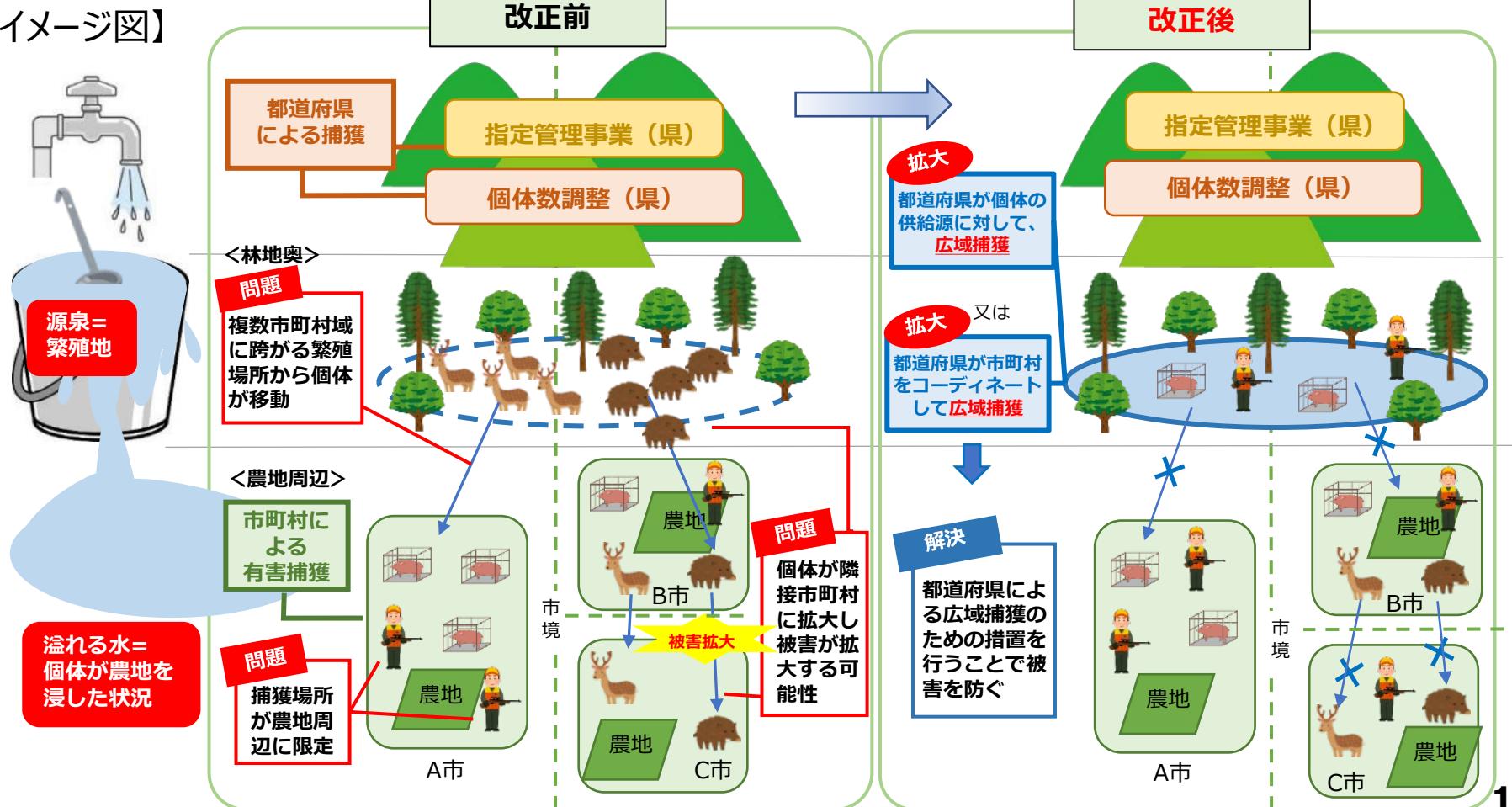
第八条 国は、市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策並びに都道府県知事が行う第七条の二第二項の調査及び措置が円滑に実施されるよう、対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する補助その他当該被害防止施策の実施に要する費用に対する補助、都道府県知事が行う同項の調査及び措置に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2（略）

複数の市町村をまたぐ広域的な捕獲の強化

- シカやイノシシ等は、県や市町村をまたいで移動するため、①別の県や市町村に移動して生じる新たな被害を防ぐ捕獲、
②県や市町村を跨ぐ林の中での繁殖場所での捕獲等、広域的な捕獲が重要。
- このため、都道府県が、複数の市町村界をまたぐような被害防止に関する個体数調整のための捕獲を行えるよう、**都道府県が講ずる措置の範囲を拡大**(市町村から県へ要請)。
- また、この広域的な捕獲について、国は都道府県が行う調査及び鳥獣被害防止に関する措置に要する費用について、**必要な財政上の措置を行う**。

【イメージ図】



鳥獣被害防止総合対策交付金（R4新規）

都道府県広域捕獲活動支援事業

＜対策の概要＞

- 野生動物は繁殖場所から行政域をまたいで移動するため、効果的・効率的な被害低減のためには、広域的な対策が必要。
- このため、都道府県が行う広域捕獲に係る取組や担い手の育成を支援することにより、広域的な捕獲のための体制構築を推進。

＜事業の内容＞

1. 事業内容

- 都道府県の広域捕獲活動を推進するため、法改正を踏まえた広域捕獲に係る取組を支援。
- 対象獣種：シカ、イノシシ

2. 補助率

- 定額
- ① 広域捕獲に係る調査・捕獲活動に取り組む場合、2,400万円を上限に定額で支援。
- ② ①に加え広域捕獲に係る捕獲者の人材育成に取り組む場合、300万円を上限に加算。
- 捕獲活動経費については、頭数支払（18,000円/頭）により支援。

3. 事業主体

- 都道府県

4. 支援要件

- 捕獲活動は、都道府県の個体数調整の許可捕獲であること。

5. 事業の流れ



広域捕獲に係るスキーム

市町村による要請

都道府県による調査

市町村の要請に基づき、都道府県が自ら捕獲を行うに当たって必要となる被害状況・生息状況等の調査を実施

対策の計画の作成

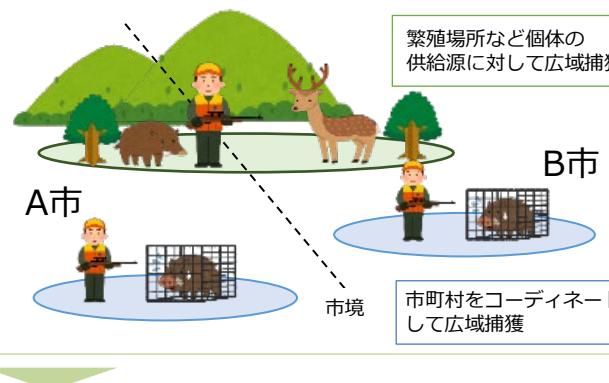
調査結果をもとに、都道府県は関係機関と調整しながら、対策を検討

＜事業イメージ＞

必要な措置を実施

都道府県は計画に基づき必要な措置を実施

繁殖場所など個体の供給源に対して広域捕獲



- ・都道府県が実施する、広域捕獲に係る調査、捕獲、人材育成等の取組について、新たに支援メニューを創設

- 都道府県による円滑な広域捕獲を推進し、野生動物が行政域をまたいで移動することにより生じる被害を防止。

[お問い合わせ先]

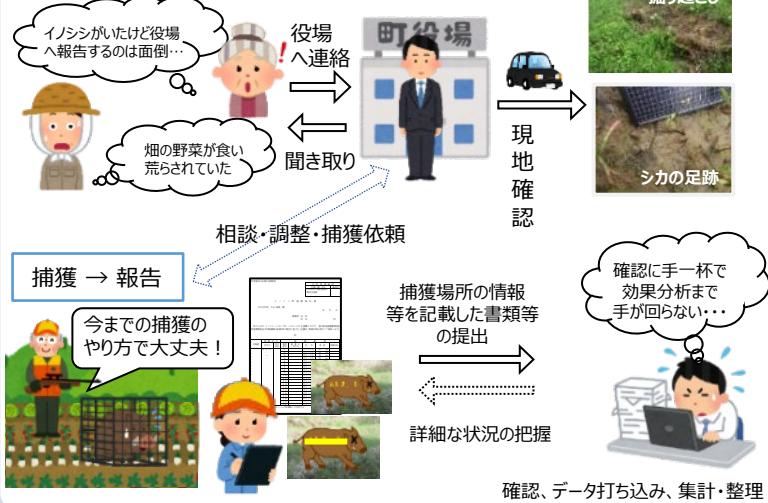
農村振興局 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣被害対策調査技術班 (03-3591-4958)

鳥獣対策におけるICTの普及・フル活用に向けた取組

鳥獣被害対策現場の現状

- アナログの場合、被害状況の把握等には大きな労力が必要

生息・被害情報の把握（現地確認）



【ICTをフル活用した鳥獣対策のイメージ】

Plan : 計画

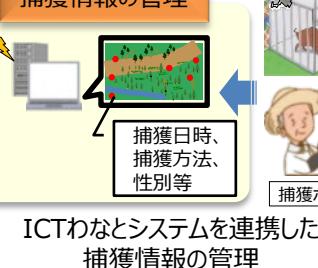
生息・被害状況等を調査し、データに基づく被害対策の策定



Do : 実行

計画に基づく対策の実施

捕獲情報の管理



Check : 点検

対策の効果を確認し、課題を整理
GISを活用した対策の効果の可視化

定量的データによる効果分析



Action : 改善

点検・分析を踏まえた対策の改善



鳥獣害対策の知見を有する専門家にアドバイスを受けながら効果的な取組を実施

ICTの導入・フル活用による対策の強化・効率化

- センサーネット等で生息域や対象獣種を正確に調査
- 捕獲に効果的な場所へのわなの設置 → わなセンサー等で適時の情報入手
- 捕獲確認アプリで必要な情報を自治体等に報告

センサーネット等の設置



生息域や獣種等を正確に把握

わな監視センサー・検知センサー



捕獲者に適時に情報が入る

捕獲確認アプリ



画像データ、位置情報など必要な情報を自治体等に報告

捕獲情報等を集約・捕獲報告

自治体職員（+専門家）

PC上でリアルタイムに捕獲情報等を確認 → 情報の集積・分析へ

ICTの導入からフル活用へ！

ICT等の新技術を活用して、効率的な被害対策を推進したい！

効果的・効率的な捕獲活動に繋げること等を目的とした、新技術（ICT機器等）の実証・活用を支援します。ICT機器等の導入により加害個体の生息状況や被害発生箇所に関するデータが蓄積され、客観的な対策の効果の点検・評価ができ、取組内容の改善に役立ちます。

（1）支援内容

ICT等を用いた被害低減に確実に結びつく、①新技術の実証、②新技術の導入が実施できます。

（2）補助率

①定額（ただし、100万円以内/市町村（広域連携型※の場合は、110万円以内/市町村））

②定額（ただし、実施隊が行う被害防止活動推進の限度額に200万円以内の加算/市町村）

< ICT 等個別導入事例 >

【生息・被害状況の確認】

生息・被害状況調査において、センサーカメラを活用することで、対象獣種等を正確に把握



画像による鳥獣の確認



センサーカメラ

各地域の個別の被害状況に応じ、適切な鳥獣対策が選定可能



【わなのによる捕獲活動】

監視システムを導入し、わなの状況を確認した上で、対象を選択後に捕獲を実施



わなの見回り回数の低減や誤認捕獲の防止により、効率的な捕獲活動が可能



捕獲者へ通知



わなの状況を監視

< ICT をフル活用した鳥獣対策のイメージ >

Plan : 計画

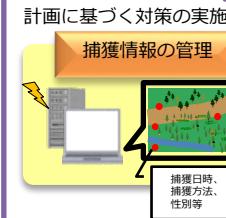
生息・被害状況等を調査し、データに基づく被害対策の策定



自動撮影カメラによる生息状況調査

GISを活用した被害状況・対策の可視化

Do : 実行



計画に基づく対策の実施
捕獲情報の管理

ICTわなとシステムを連携した捕獲情報の管理

ICTを活用したPDCAサイクル

Action : 改善

点検を踏まえた対策の改善



鳥獣害対策の知見を有する専門家にアドバイスを受けながら効果的な取組を実施

Check : 点検

対策の効果を確認し、課題を整理



注)スマートフォンやタブレット端末等の汎用機器の導入は支援対象外です。

※隣接する複数の市町村が共同で被害対策を実施する場合

専門家と地域住民によるICTを活用した鳥獣被害対策の実施 – 長崎県対馬市 –

- 地域おこし協力隊制度を活用し鳥獣被害対策について、**専門的観点**から指導助言できる体制を整備。
- GIS等を活用した防護柵の管理、捕獲状況の可視化等による**現状把握とデータ分析**に基づいた対策。
- 被害相談会の実施や市内の小中学校で鳥獣被害対策による授業を行うなど、**地域一体の取組み**。

背景

○ 対馬市では、イノシシによる被害は、かんしょの被食や水稻の倒伏等により、農作物被害金額はピーク時の平成24年度で約3,400万円となった。

○ シカによる被害は水稻や果樹の新芽の被食、広葉樹の萌芽阻害、スギ、ヒノキの樹皮剥等と多岐にわたり、農作物被害金額はピーク時の平成26年で約1,100万円となった。

○ 平成27年の県調査では 39,200頭のシカが生息していると推定されている。

対策前は…
捕獲や防護策の詳細な情報はなく実態把握が不十分であった



対策

①有害鳥獣専門職員を配置

○ 地域おこし協力隊制度を活用し有害鳥獣ビジネスコーディネーター(獣医師)を配置

②現状把握とデータ分析

○ 防護柵の設置位置や種類、管理状況等の調査による実態把握

○ 捕獲従事者全員にGPS機能付きカメラを貸与し捕獲位置情報を調査

○ 捕獲現場の状況確認による効率的な捕獲方法を調査

③地域一体の捕獲対策

○ 被害に悩む地域住民を対象に被害相談会を開催。防護、捕獲対策を指導

○ 捕獲隊を対象に罠の設置、見回り、餌やり、止め刺し、埋設など一連の作業を指導

○ 捕獲従事者を対象に、被害状況の現状や効率的な捕獲対策の最新情報を紹介

○ 島内の小中学校で鳥獣害対策授業を実施

④「獣害から獣財」の取組(有効活用)

○ 地域住民の協力体制を構築するため

「獣害から獣財へ」をキーワードに、捕獲したイノシシやシカをジビエやレザー等の資源として活用（ソーセージ作り体験会やレザークラフト講座の開催）

※②～④の取組を専門職員が中心となり活動を展開

成果

①効率的な防護と捕獲対策

○ 防護柵と捕獲の状況をGISで可視化し、被害相談会や捕獲従事者の研修会で説明、検討することで**地域住民との情報共有**や**捕獲従事者との連携**が強化され、地域に適した被害対策を実施することができた。

○ また、地区捕獲隊を設置し自分の地域は自分で守るという意識を持ち、地域ぐるみで被害対策に取組むことができた。

②捕獲頭数の増加

【農産物被害額等の推移【対馬市】

(単位:千円、頭)

	年 度	H24	H26	H28	H30
イノシシ	被 害 額	34,194	9,266	7,130	1,545
	捕 獲 頭 数	6,485	3,784	5,984	2,725
シカ	被 害 額	2,180	11,203	1,322	2,809
	捕 獲 頭 数	3,749	5,200	4,903	6,338

③ジビエ利活用の促進

OHACCPの取組により、ジビエが島内の給食や島内外の飲食店、ふるさと納税の返礼品などで活用されるようになった。**22**

専門家と地域住民によるICTを活用した鳥獣被害対策の実施 – 長崎県対馬市 –

平成24年～ イノシシとシカによる被害が深刻化

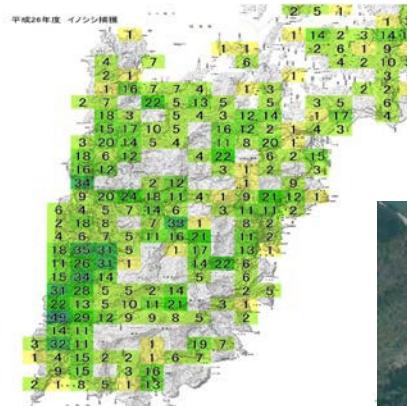
防護柵の設置促進、猟友会協力のもと捕獲を強化

平成25年～ 地域おこし協力隊制度を活用し、「有害鳥獣ビジネスコーディネーター」（獣医師）を配置し、被害対策を強化

平成26年～

- ・徹底した被害対策の現状把握と分析

- ・「獣害から獣財へ」をキーワードに資源活用の取組（食肉、レザー）や市民への鳥獣対策への理解醸成に取り組む



防護柵設置状況をGISで可視化

捕獲従事者全員にGPS機能付きカメラを配布
捕獲の正確な位置を調査

平成27年～ 捕獲従事者向け研修会の開始



捕獲従事者研修会を実施し、被害状況の現状や効率的な捕獲対策等最新情報を紹介

捕獲隊講習を実施し、罠の設置、見回り、止め刺し等を指導

平成28年～ 被害相談会の開始と担い手育成活動



毎年数か所において、GISを活用し、詳細なデータを元にした集落被害相談会を実施

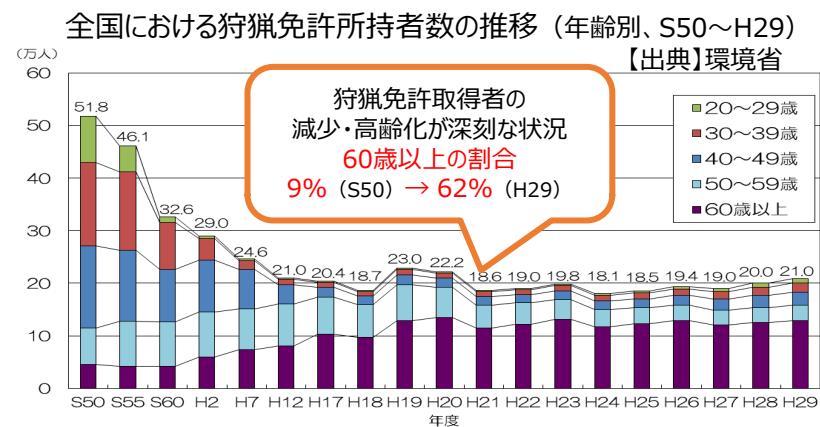
島内の小中学校における捕獲対策に関する授業を実施

被害対策の現状把握や被害相談会の開催、捕獲従事者や小学生への研修会など様々な事業を実施してきた。これにより地域住民が主体となった被害対策が促進され、捕獲従事者との連携強化や子供たちの鳥獣対策に対する関心の高まり等、被害を取り巻く環境が変化つつある。しかし、未だ鳥獣被害は報告されており、対馬の豊かな自然と生活を守るために、今後もこれらの取組の継続と拡大を図っていく必要がある。

捕獲人材育成の充実強化に向けた取組

捕獲人材の現状

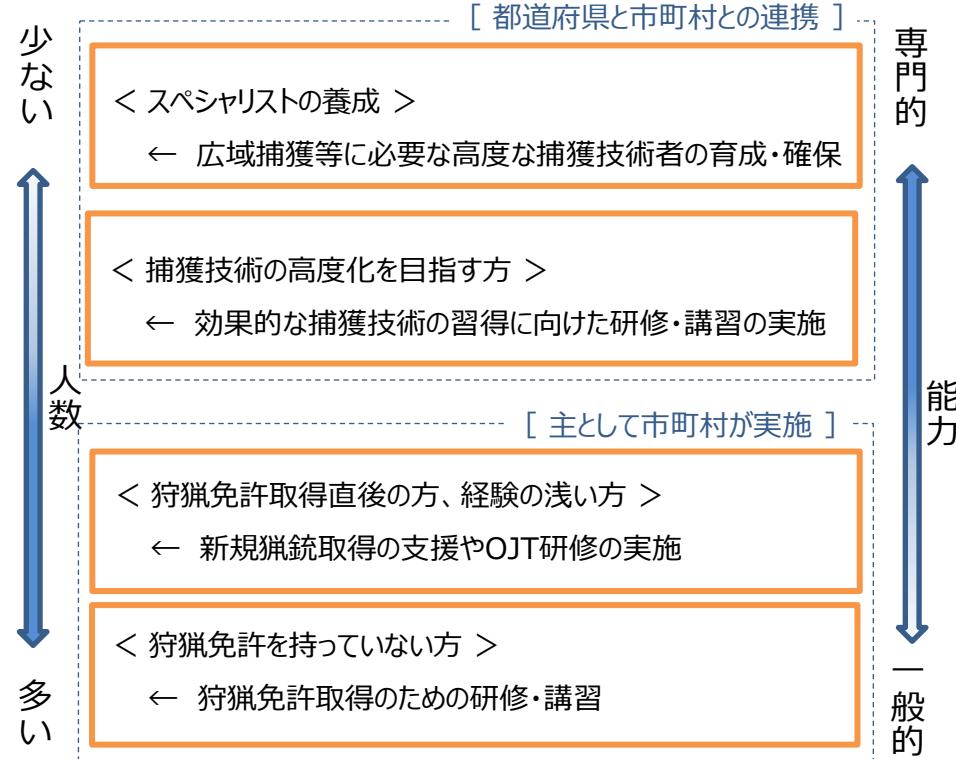
- 捕獲の担い手の高齢化が進み、特に銃猟を行える者が減少。
- 広域捕獲等の計画策定を含めた高度な捕獲を行うことができる人材も不足。



都道府県・市町村による体系的な研修等の対策

- 被害防止計画を策定する市町村、広域捕獲等を行う
都道府県は狩猟者の育成・確保を図るため、受講者の状況や目的に応じた各種研修等を体系的に実施することが必要。

【研修体系のイメージ】



地域の捕獲人材の確保・技術向上を進めたい！

農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に係る人材の確保するため、狩猟免許取得時、経験の浅い方へのOJT研修、効果的な捕獲技術の習得及び高度な捕獲技術者の育成などの様々な研修・講習などの受講費用等について支援します。

＜スペシャリスト養成への支援＞
高度な捕獲技術者の
育成に係る支援



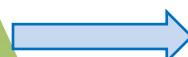
補助率 定額
【限度額】300万円/都道府県※¹
※ 1 都道府県広域捕獲活動支援事業により支援

＜捕獲技術を磨きたい方への支援＞
効果的な捕獲技術の習得など
研修・講習受講費用の支援



補助率 定額
【限度額】
○50～300万円/市町村※¹
※ 1 鳥獣被害対策実施隊の狩猟免許保有者数に応じた支援
○2,300万円/都道府県※²
※ 2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業により支援

＜経験の浅い方への支援＞
・OJT研修に係る支援



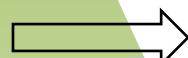
補助率 定額
200万円/市町村（20万円/月）以内

・新規猟銃取得の支援



補助率 1／2以内
【上限単価】
10万円/人※¹、50万円市町村※²
※ 1 49歳以下、※ 2 銃猟免許所持の実施隊員が4名以下

＜狩猟免許の取得を目指す方への支援＞
狩猟免許取得時の研修・講習の受講費用を支援



補助率 定額
【限度額】50～300万円/市町村※¹
※ 1 鳥獣被害対策実施隊の狩猟免許保有者数に応じた支援

石川県における狩猟者の確保・育成等の取組

- 石川県では、狩猟者の育成・確保を図るため、受講者の状況や目的に応じた各種研修等を体系的に実施

○認定鳥獣等事業者研修(H30~)

対象者:認定事業者の捕獲従業者(R2:73名参加)
内容:安全かつ効率的な捕獲に必要な知識、技術の習得

○スペシャリスト養成講座(H28~)

対象者:有害捕獲隊員(R2:7名参加)
内容:高度な捕獲技術を有する大型長獣対策者の育成(銃・わな)

○フォローアップ研修(H28~)

対象者:経験の浅い有害鳥獣捕獲隊員(R2:8名参加)
内容:効果的な捕獲技術の習得(銃・わな)

○初心者育成研修(H28~)

対象者:新規狩猟免許取得者(R2:130名参加)
内容:安全な捕獲に必要な知識や技術、ジビエ利用の知識等の習得

○獵銃の魅力発見セミナー(H28~)

対象者:狩猟免許を持っていない者(R2:21名参加)
内容:現役ハンターとの座談会、模擬狩猟体験、獵具展示 等

○女性を対象とした狩猟の魅力体験ツアー(H28~)

対象者:狩猟免許を持っていない者(R2:24名参加)
内容:講演、イノシシ革細工、狩猟現場及び解体作業見学 等

猟友会各支部
が対象者を推薦

<研修の様子>



スペシャリスト養成(射撃実習)



初心者育成研修(わな設置)



初心者育成研修(座学)

※ 新型コロナウイルスの影響等で、昨年度中止となった研修を含む。

鳥獣被害防止総合対策交付金

【令和4年度予算額 12,056 (12,050) 百万円】
 (このうち鳥獣被害対策推進枠 2,053 (1,045) 百万円)
 (令和3年度補正予算額 (所要額) 4,000百万円)

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、**鳥獣の捕獲等の強化やジビエフル活用への取組等**を支援します。

<事業目標>

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約190万頭 [令和5年度まで]）
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t [令和7年度まで]）

<事業の内容>

鳥獣被害防止総合対策交付金

10,003 (11,005) 百万円

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援します。

- ① 侵入防止柵、焼却施設、捕獲技術高度化施設等の整備(1/2以内、柵を直営施工する場合は定額支援)
- ② 地域ぐるみの被害防止活動・捕獲等の強化

ア 捕獲活動経費の直接支援(獣種等に応じた上限単価以内での定額支援)

イ 都道府県が行う広域捕獲に係る調査、捕獲活動、人材育成等の支援 〔限度額内で定額支援〕

ウ ICTを総動員した被害対策のモデル地区の整備(限度額内で定額支援)

エ 新規獣銃取得に係る支援(1/2以内)※対象は実施隊員等に限る

オ クマに対する地域ぐるみの総合的な対策の支援(限度額内で定額支援)

- ③ ジビエフル活用の推進

ア 处理加工施設やジビエカー、簡易な一次処理施設等の整備(1/2以内)

イ 处理加工施設と一体となった加工製造設備の整備(1/2以内)

ウ ジビエカーのリース導入支援(1/2以内)

エ ペットフード等を含む多様な需要拡大のため、プロモーション等への取組を支援〔定額支援〕

<事業イメージ>

〔総合的な鳥獣対策・ジビエフル活用への支援〕



侵入防止柵の設置や
捕獲機材の導入



刈り払い等による
生息環境管理



捕獲活動経費の
直接支援



処理加工施設等の
整備



処理加工施設等
における人材育成

〔捕獲等の強化〕

① 広域的な捕獲体制の構築

都道府県が中心となり、県や市町村をまたぐ広域的な捕獲を推進するための取組を支援



② ICTを総動員した被害対策の推進

ICTを総動員した被害対策を推進することにより技術の普及を推進



〔ジビエフル活用に向けた取組〕

① 利用可能な個体のフル活用体制構築

処理加工施設と一体となった加工製造(缶詰、パッキング等)のための設備の整備等による処理体制の構築



② ジビエカーのリース導入支援

広域搬入体制を整備するために、ジビエカーの導入の加速化



③ ジビエペットフード等を含む多様な需要拡大

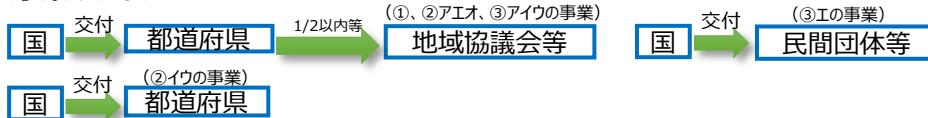
ペットフード原料の安定供給、皮革やその他多用途利用に向けた取組を推進し、捕獲鳥獣の利活用による需要拡大を図る



〔鳥獣被害対策推進枠〕

- ・多面的機能支払交付金のうち多面的機能の増進を図る活動等の一部（鳥獣緩衝帯の整備・保全管理等）
- ・中山間地域等直接支払交付金のうち生産性向上上加算及び集落機能強化加算等（捕獲対策・ジビエ利用拡大等）
- ・農山漁村振興交付金のうち最適土地利用対策（鳥獣緩衝帯機能を有する計画的な植林等）

<事業の流れ>



等

<予算額の推移>

(億円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
当初予算額	28	28	23	113	95	95	95	95	95	104	102	100	120 (うち推進枠 10)	121 (うち推進枠 21)	
補正予算額	-	4	-	-	10	30	20	12	9	13	3	5	23	16	

※上表以外に、H24年度補正予算で別途措置した基金事業により、捕獲活動経費の直接支援等を実施（H26年度まで）。

【参考】鳥獣被害防止対策に係る特別交付税の対象経費

	対象経費	具体的な内容
市町村に対する特別交付税措置	駆除等経費 (交付率 8割)	柵（防護柵、電気柵等）、罠・檻・移動箱等の購入・設置費、これらの維持修繕費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送・処理経費、猟友会等に駆除を依頼した場合の経費負担分、鳥獣被害対策実施隊の活動経費等
	広報費 (交付率 5割)	大型獣との出会い頭事故等の防止のための広報経費、鳥獣の餌となるものを捨てないように啓発するための広報経費等
	調査・研究費 (交付率 5割)	有害鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費
都道府県に対する特別交付税措置 (令和4年度から)	広域捕獲活動経費 (交付率 8割)	罠・檻・移動箱等の購入・設置費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送経費・処分経費（焼却費等）、猟友会等に駆除を委託した場合の経費等
	人材育成等経費 (交付率 5割)	広域捕獲に資する人材育成活動に要する経費、新技術実証、普及活動に要する経費、鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費等

（注1）被害防止計画を作成していない場合、「駆除等経費」の交付率は5割

（注2）都道府県に対する特別交付税は、国庫補助額と同額の地方負担を上限として措置

（注3）都道府県に対する特別交付税は、普通交付税で措置されている経費（都道府県から市町村への補助金等）は対象外